

京都地方法務局各庁別登記完了予定日

6月11日(水)

~

6月17日(火)

庁名	登記の種類		申請日(新 → 古)									
			6月17日(火)		6月16日(月)		6月13日(金)		6月12日(木)		6月11日(水)	
			午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
本局	不動産	権利	7/1 午後	7/1 午後	6/30 午後	6/30 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後	6/25 午後	6/25 午後
		表示	6/24 午後	6/24 午後	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後
	商業法人	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後	6/25 午後	6/25 午後	6/24 午後	6/24 午後	6/23 午後	6/23 午後	
宇治支局	不動産	権利	6/30 午後	6/30 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後	6/25 午後	6/25 午後	6/24 午後	6/24 午後
		表示	6/30 午後	6/30 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後	6/25 午後	6/25 午後	6/24 午後	6/24 午後
園部支局	不動産	権利	7/9 午後	7/9 午後	7/8 午後	7/8 午後	7/7 午後	7/7 午後	7/7 午後	7/7 午後	7/4 午後	7/4 午後
		表示	6/23 午後	6/23 午後	6/17 午後	6/17 午後	6/17 午後	6/17 午後	6/16 午後	6/16 午後	6/12 午後	6/12 午後
宮津支局	不動産	権利	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
		表示	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
京丹後支局	不動産	権利	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
		表示	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
舞鶴支局	不動産	権利	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
		表示	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
福知山支局	不動産	権利	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
		表示	6/23 午後	6/23 午後	6/20 午後	6/20 午後	6/19 午後	6/19 午後	6/18 午後	6/18 午後	6/17 午後	6/17 午後
嵯峨出張所	不動産	権利	7/1 午後	7/1 午後	6/30 午後	6/30 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後
		表示	6/26 午後	6/26 午後	6/25 午後	6/25 午後	6/24 午後	6/24 午後	6/23 午後	6/23 午後	6/23 午後	6/23 午後
伏見出張所	不動産	権利	7/3 午後	7/3 午後	7/3 午後	7/3 午後	7/2 午後	7/2 午後	7/1 午後	7/1 午後	7/1 午後	7/1 午後
		表示	7/1 午後	7/1 午後	7/1 午後	7/1 午後	6/30 午後	6/30 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後
木津出張所	不動産	権利	7/1 午後	7/1 午後	6/30 午後	6/30 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後	6/25 午後	6/25 午後
		表示	7/1 午後	7/1 午後	6/30 午後	6/30 午後	6/27 午後	6/27 午後	6/26 午後	6/26 午後	6/25 午後	6/25 午後

出件状況により完了予定日が変更される場合があります。また、次の場合には、上記の登記完了予定日の翌日以降となることがあります。

- 登記の申請に不備がある場合
- 土地・建物の表示に関する登記で実地調査を要する場合
- 不動産登記で登記済証等の添付がなく本人確認のための事前通知を要する場合
- 商業・法人登記で管轄が異なる登記所への本店(主たる事務所)移転等をする場合

【郵便等により登記申請をされた場合】

[こちらをご覧ください。](#)

【オンラインにより登記申請をされ、添付書面を郵送された場合】

[こちらをご覧ください。](#)